

第6号議案

会則改定の提案の趣旨説明とこれまでの経過報告

会則検討委員会

会員の皆様、

どれだけの人が、この会の会則なるものをしっかり読まれたことがあるのでしょうか？ 会則は憲法のようなもの、という考えがあります。それは滅多なことでは変えてはいけないということを含んでいるかもしれません。しかし、国際的には、日本の憲法は実に例外的なものです。平和国家と武装放棄の宣言ということも例外的ですが、一度も変更修整がないということももう一つの例外性です。これは「法」というものと日本人の特別な関係と意識を反映していると思われま

なぜ、このようなことを最初に書くかと言いますと、そういった私達の意識あるいは無意識的な文化のあり方が、集団や組織の文化にも反映しており、それが現在のこの学会組織の現状にも強く反映していると思うからです。そして、その事自体を議論の対象にして行くことができれば、会則についての議論が全く新しく充実したものになるのでは、と思うからです。それが組織の歴史的刷新につながることを希望するからです。

以下に簡単に、これまでの議論の経過をお知らせして、別紙には、今回の大会での具体的な案を複数提示します。これは上に述べたことに対しての具体的な一歩になれないかと強く願うことに重なります。

1) 原稿会則の改定はかなり前から考えられていましたが、実際の具体的な提案は、一年前の一部改訂のみでした。

今回の改定の提案は、数年前から当学会の内部にそして周りに次々に起きたさまざまな大きな変化と、それに発した組織を見直そうという動きを反映するものです。今期の運営委員会発足の時点から、運営委員に監事を加えての役員会のたびに、この問題が議事に上り、話し合いが何度かもたられました。

その後、学会乗っ取り未遂事変とそれから出てきた裁判沙汰（實川・戸田らの団体から「日本臨床心理学会」名称の使用禁止を求めた訴訟を含めた）の前代未聞の問題が起きました。その途中に担当弁護士から会則改定は現時点ではすべきではないという忠告があり、一時この議論は休止状態となりました。

大阪地裁での全面勝訴の後、改めて始まった議論は時に白熱し、また紆余曲折もありましたが、亀口・谷奥・滝野で行った最終的な会議（8月29日、京都）で出てきた現時点での最終的な結論は、統一した案を提出する必要なく、むしろいくつの案を出して、会員全員が少しでも考えるようにする方がいいという考えです。

2) 次にA 案とB 案に関する説明をいたします。

A 案は、監事を含めた役員会での話し合いとその後に展開した検討委員会での議論のなかでできた妥協案です。それに対して、B 案は、どうせ変えるなら、明確にしたいところ、変えたいところと付け加えたいところを大胆に入れ、これまでとは文章のスタイルも全く変えたものです。しかし、A 案にはB 案の内容がかなり取り入れられていますので、A とB は必ずしも対立しているものではありません。

3) 検討担当者としては、今回の総会で、すべて決着させなくてもいいと考えています。今この学会組織に今必要なのは新しいエネルギーであり、エンパワーメントです。これまで学会とは関係のなかったような人にも、魅力のある団体にすることです。やりたいと思った人が、活動を企て進められるように、組織をもっと開かれたものにする必要があります。提案の中には、そうした願いも込められた事項があります。特に役員でなくとも、やりたいことがあれば、イニシャティヴをとって活動を始めることができるプロジェクト・チームの考えを取り入れた12 条13 条は画期的なものだと思っています。

4) しかし、実際問題として、これに関する議論をするには、水戸の総会では十分な時間が確保できないかもしれません。本当は懇親会以上にこれは重要なことなので、懇親会の時間をこれに当てべきという考えもあるかと思います。また、この案の提示から、役員会などでの新しい議論も出てくるでしょう。今大会において是非とも決定して置くべきことが明確になれば、それらを踏まえて、検討委員会として、総会当日に別途C 案を提出することもあり得るので、そのための準備もしたいと考えています。

時間が差し迫ってはいますが、これを読んで、会員の皆さんから意見もいただけるならありがたいことです。いずれにせよ、新しい案は、ここまでに出てきた議論と提案などをそのなかでできる限り活かせるものにしたいと思っています。

(文責：検討委員会代表 滝野功久)

現行	改定案A	改定案B
第1章 名称及び事務所	第1章 総則	
第1条(名称) 本学会は日本臨床心理学会という。	(名称) 第1条 本学会は日本臨床心理学会(略称:日臨心)という。 (THE JAPANESE ASSOCIATION OF CLINICAL PSYCHOLOGY) (略称:JACP)	第1条(名称) この会は日本臨床心理学会(略称:日臨心)という。 (THE JAPANESE ASSOCIATION OF CLINICAL PSYCHOLOGY) (略称:JACP)
第2条(事務所) 本学会は事務局を京都府北区小山西花池町1-8土倉事務所内に置く。	(事務局) 第2条 本学会は事務局を京都府京都市北区小山西花池町1-8(株)土倉事務所内に置く。	
第2章 目的および事業		
第3条(目的) 本学会は臨床心理学にたずさわる人々、及び、それに関連する人々の協同と連携により、人間尊重の理念に基づいて現状の矛盾をみきわめ、自らがいかにあるべきかを志向しながら、真の臨床心理学を探求することを目的とする。	(目的) 第3条 本学会は臨床心理学及び臨床心理支援にたずさわる人々と当事者を含む様々な立場や分野の人々との協働・連携・交流を促進し、現場での諸矛盾を受け止めながら、対人支援、集団・組織の諸課題に対して自らがいかにあるべきかを絶えず問い続け、臨床心理支援における「臨床的方法」とは何かを探求することを目的とする。	第2条(目的) この会は、当事者を含めて臨床心理の実践とその学にとずさわる人々と、それに関連する人々の協働・と連携と交流の促進に努め、対人援助・支援及び集団・組織の問題解決における現場での諸矛盾を認め、それらを既成枠との学問分野を超えて臨床心理(学)自身が自らを問い直すことができる資源として活かしながら、よりよい臨床心理援助・支援としての臨床心理学を探求することを目的とする。
第4条(事業) 本学会は前述の目的を達成するために、次の事業を行う。 1. 年次大会の開催 2. 機関誌紙の刊行 3. その他必要な諸活動	(活動) 第4条 本学会は前述の目的を達成するために、次の活動を行う。 ①年次大会(学術研究集会)等の開催 ②機関誌紙の発行 ③関係諸機関ならびに他学会との連絡・連携 ④その他、本会の目的を達成するために必要な活動	第3条(活動) この会は前述の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) 当事者を含めた関係者個人や集団との協働・連携・交流の促進 (2) 対人援助・支援のための相互学習と研修 (3) 年次大会(学術研究集会)などの開催 (4) 研究や研修の途上および成果の掲載のための雑誌の発行 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動
第3章 会員	第2章 会員の資格および権利	
第5条(会員) 本学会の会員は教育、福祉、医療、産業等の諸領域において、臨床心理学的業務(研究も含む)に従事する者、及び近接職種	(会員) 第5条 本学会は、教育、福祉、医療、産業、司法、リハビリテーション、子ども臨床等の諸領域において、臨床心理学的実践(研究も含む)に従事する者、及び近	第4条(会員) この会は次の5種類と会員で構成される。 (1)この会の目的に賛同する個人会員 (2)学生会員(通信課程以外の短期大

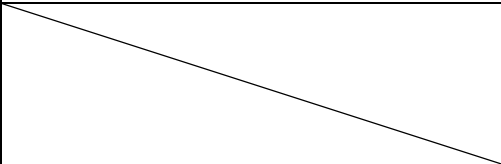
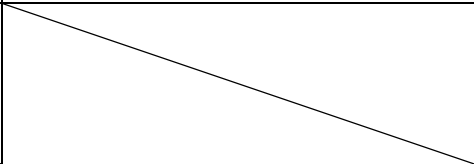


者、更には臨床心理学的業務に関心を持つ者であって、本学会活動に参加を希望する者により構成する。	接職種の方、更には臨床心理学的実践に関心を持つ者であって、本学会の目的に賛同し、入会した者を会員(一般会員・学生会員)とする。	学・大学・大学院の学生で本会の目的に賛同する個人) (3) 団体会員(本会の目的に賛同する団体) (4) 賛助会員(本会の目的に賛同し後援する意思のある個人) (5) 購読会員(本会の目的に関心のある団体) (1)と(2)の会員は、直接・間接に会の運営に携ることや議決に参加できる。
新設	(購読会員) 第6条 本学会の活動内容に関心をもつ団体は、所定の年会費を納入すれば、議決権を有しない購読会員となることができる。	
第4章 賛助会員 第9条(賛助会員)に掲載	(賛助会員) 第7条 本学会の目的に賛同し、財政的援助を行う個人又は団体は、議決権及び機関誌紙の配布を受ける権利を有しない賛助会員となることができる。	
第6条(入会) 本学会に入会を希望する者は、所定の申込用紙に必要な事項を記入し、当該年度の会費をそろえて、学会事務局に提出しなければならない。	(入会) 第8条 本学会に入会を希望する者は、所定の申込用紙に必要な事項を記入して、入会金を添えて学会事務局に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。 なお、会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合には、速やかに本学会へ届けなければならない。	第5条 (入会) 個人会員・学生会員・団体会員については、1名以上の会員からの紹介を付記した入会申込書を提出し、運営委員会が承認したものとする。 賛助会員は、会員または運営委員が推薦し、総会が承認した個人または団体とする。
新設	(年会費等の納入) 第9条 会員は、別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。	
新設	(会員の資格喪失) 第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 2年以上年会費を滞納したとき (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき (3) 除名されたとき 2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。	第6条 (会員の資格喪失) 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失し、退会したものと見なされる。 (1) 2年以上年会費を滞納したとき (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき (3) 除名されたとき
新設	(退会) 第11条 各会員はいつでも退会届を運営委員長あてに提出することで退会することができる。	

<p>第7条(除名) 会員は、次の事項に該当する場合には、一時的ないし永久的な除名となる。</p> <p>1) 会費の2年以上の未納入。</p> <p>2) 本学会に対する重大な名誉毀損または、運営に対する大きな妨害。</p> <p>運営委員会で審議され、総会で3分の2以上の承認をもって、除名とする。</p>	<p>(除名)</p> <p>第12条 会員は、次の事項に該当する場合には、その都度設置された倫理委員会において審議された後、総会に提案され、総会出席会員(委任状含む)の3分の2以上の承認により除名される。</p> <p>(1) 本学会に対し重大な名誉毀損を行った者</p> <p>(2) 本学会の運営に対し大きな妨害を行った者</p>	<p>第7条 (除名および資格停止)</p> <p>会員は、次の事項に該当する場合には、運営委員会とは独立した倫理委員会において審議され、総会に提案され総会出席会員(委任状含む)の3分の2以上の承認により、役員選挙の立候補資格の停止または除名される。</p> <p>(1) この会に対し重大な名誉毀損を行った場合</p> <p>(2) この会の運営に対し大きな妨害を行った場合</p> <p>但し、倫理委員会の構成選出などは、別途定める。</p>
<p>第8条 (会員の権利) 会員は、本会のいとなむあらゆる事業に参加することができ、また本会の刊行物等の優先的な配布を受けることができる。</p>	<p>(会員の権利と責任)</p> <p>第13条 会員は、本学会のあらゆる活動に参加することができ、また本学会の刊行物等の優先的な配布を受けることができる。</p> <p>2 会員は、この会則又は法令を遵守しなければならない。</p>	
<p>第4章 賛助会員</p>	<p>【削除】</p>	
<p>第9条(賛助会員) 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、財政的援助を行う個人又は団体であって、運営委員会において承認された者とする。</p>	<p>【第2章会員の権利と責任 第7条に移動】</p>	
<p>第5章 役員</p>	<p>第3章 役員</p>	
<p>第10条(役員) 本学会の事業を行うために、運営委員会を設置し次の役員を置く。 運営委員長1名、運営副委員長1名、運営委員若干名、監事2名</p>	<p>(役員の数)</p> <p>第14条 本学会の活動を行うために次の役員を置く。</p> <p>① 運営委員 若干名(運営委員長1名、運営副委員長1名、事務局長1名を含む)</p> <p>② 監事 2名</p>	<p>第8条(役員の数)</p> <p>この会の活動を行うために次の役員を置く。</p> <p>運営委員 若干名(運営委員長1名、運営副委員長1名、事務局長1名を含む)</p> <p>監事 2名</p>
<p>第12条に掲載</p>	<p>(運営委員の権限と責務)</p> <p>第15条 運営委員は、本学会の活動運営に関する全ての権限を持ち、かつその責任を負う。</p>	
<p>第13条に掲載</p>	<p>(運営委員の決定)</p> <p>第16条 運営委員の決定は、選挙管理委員会細則に基づいて選挙で行い、改選年度の定期総会で承認される。</p>	<p>第9条 (運営委員の決定)</p> <p>運営委員の決定は、選挙管理委員会細則に基づいて選挙で行い、改選年度の定期総会で承認される。</p>

<p>第11条(運営委員長、運営副委員長) 運営委委員会は互選により、運営委員長並びに運営副委員長を定める。運営委員長は、日本臨床心理学会会長として本学会を代表する。運営副委員長は、運営委委員長に事故ある場合、運営委員長の責務を代行する。</p>	<p>(運営委員長、運営副委員長、事務局長)</p> <p>第17条 運営委員は総会承認後直ちに互選により、運営委員長、運営副委員長、事務局長を選出する。</p> <p>2 運営委員長は、定期総会、臨時総会、運営会議を招集し、本学会の全ての運営に責任を持つ。</p> <p>3 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に支障のある場合、運営委員長の責務を代行する。</p> <p>4 事務局長は、学会事務を統括する。</p>	<p>第10条 (運営委員長、運営副委員長、事務局長)</p> <p>(1) 運営委員は総会承認後直ちに互選により、運営委員長、運営副委員長、事務局長を選出する。</p> <p>(2) 運営委員長は、定期総会、臨時総会、運営会議を、役員会等を招集し、本学会の活動を促進し、運営をまとめる。</p> <p>(3) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に支障のある場合、運営委員長の責務を代行する。</p> <p>(4) 事務局長は、学会事務を統括する。</p>
	<p>(会長)</p> <p>第18条 運営委員長は、日本臨床心理学会会長として本学会を代表する。</p>	
<p>第12条(運営委員) 運営委員は、運営委員会を構成し、本学会の事業運営の責任を負う。</p>	<p>【第3章役員第15条に移動】</p>	
<p>第13条 運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意思を相互理解するため討論をつくしたのちに、総会参加者の2分の1以上の信任を必要とする。なお、原則として、立候補表明は、総会に先じる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。</p> <p>選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特に定めない。</p>	<p>【第3章役員 第14条、第16条、第5章選挙管理委員会の設置に書き分ける】</p>	
<p>第14条(監事) 監事は会員の中から総会時に選出され、総会で承認される。監事は運営委員を兼ねることは出来ないが、運営委員に参加し、意見を述べるができる。監事は本学会の会務を監査する。</p>	<p>(監事)</p> <p>第19条 監事は総会時に会員の中から選出され、総会で承認される。</p> <p>2 監事は本学会の会務を監査することを任務として、学会内部で問題が生じた場合には、その解決のために必要な調査・調整と対応を行う。</p>	<p>第11条 (監事)</p> <p>1 監事は総会時に会員の中から選出され、総会で承認される。</p> <p>2 監事はこの会の会務を監査することを任務として、学会内部で問題が生じた場合には、その解決のために必要な調査・調整と対応を行う。</p> <p>3 監事は運営委員を兼ねることは</p>

	<p>3 監事は運営委員を兼ねることは出来ないが、運営委員会に参加して意見を述べる事ができる。</p>	<p>出来ないが、運営委員会に参加して意見を述べる事ができる。</p>
<p>第15条(役員の任期) 役員の任期は2年間とする。但し、重任をさまたげない。</p>	<p>(役員の任期) 第20条 役員の任期は2年間とする。ただし、任期が満了となっても次期運営委員、監事が選出されるまではその任は解かれぬ。なお、重任を妨げない。</p>	<p>第12条 (役員の任期) 役員(運営委員と監事)の任期は2年間とする。ただし、任期が満了となっても次期運営委員、監事が選出されるまではその任は解かれぬ。役員の重任は妨げないが、運営委員は会の代表である運営委員長及び監事においては、3期連続の任期は認められない。</p>
<p>第7章掲載</p>	<p>第4章 運営組織</p>	<p>第13条 (運営組織 運営委員会とプロジェクト・チーム) この会は、運営を民主的かつ主体的に行うために、運営委員で構成する運営委員会が設けられるが、それとは別に会員のイニシアティブによってプロジェクト・チームを設置することができる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(運営委員会の設置) 第21条 本学会は、運営を民主的かつ主体的に行うために、すべての運営委員で構成する運営委員会を執行機関として設置する。</p>	
<p>第7章 第20条(局及び委員会)、第23条(各種小委員会)掲載</p>	<p>(運営委員会の組織構成) 第22条 本学会の活動を円滑に遂行するために、運営委員会の下に常設の事務局、編集委員会、研修委員会を置く。なお、必要に応じて臨時の倫理委員会及び各種小委員会を置くことができる。</p>	<p>第14条 (活動のための組織構成とプロジェクト・チーム) 会の活動を促進するために、運営委員会の中に常設の事務局、編集委員会、研修委員会を置く。 第4条に示されているこの会の活動(1)及び(2)(3)に関連して会員は自主的に企画を提案し、動くことができる。運営委員会と監事は、この活動については、助言や最小限の管理をする。プロジェクト・チームの代表は活動の後には、運営委員会には、その報告を口頭と文書でしなくてはならない。</p>
<p>第21条(事務局)掲載</p>	<p>(事務局) 第23条 事務局は、本学会の会員管理、会計事務、電子媒体やCP紙の広報、文書收受や発送、渉外等に関する事務を行う。 なお、事務局の業務は事業委託することができる。</p>	<p>第15条 (事務局) 事務局は、この会の会員管理、会計事務、電子媒体やCP紙の広報、文書收受や発送、渉外等に関する事務を行う。 なお、事務局の業務は事業委託することができる。</p>
<p>第22条(編集委員会)掲載</p>	<p>(編集委員会) 第24条 編集委員会は機関誌の編集</p>	

	及び発行、その他情報収集・伝達を行なう。	
【新設】	(研修委員会) 第25条 研修委員会は、会員の相互研修の企画や対人支援に関する情報発信を行う。	
第 24 条(局及び委員会の長)掲載	(編集委員長、研修委員長の決定) 第26条 編集委員長と研修委員長は、当該期の第1回運営会議において互選により決定する。	
【新設】	第5章 選挙管理委員会の設置 (選挙管理委員会の設置) 第27条 運営委員会は、改選年度の当初に選挙管理委員会を設置する。 2 運営委員会は、役員以外の会員から若干名の選挙管理委員を任命し、選挙管理委員長は委員の互選により決定する。	第16条(選挙管理委員会の設置) 1 運営委員会は、改選年度の当初に選挙管理委員会を設置する。 2 運営委員会は、役員以外の会員から若干名の選挙管理委員を任命し、選挙管理委員長は委員の互選により決定する。
第6章 会議	第6章 会議 (運営会議の開催) 第28条 運営委員長は、本学会の運営を行うために、原則年4回の運営会議を開催する。 2 運営委員長は、必要に応じて臨時の運営会議を開くことができる。なお、急を要する臨時の運営会議は、電子媒体等による開催ができるものとする。 3 運営会議の議事は、その都度議事録を作成し、運営委員長と運営委員1名が署名する。	
第16条(運営委員会) 運営委員会は、本学会の事業の運営に関する主要事項の審議決定を行う。議事決定は、原則として全会一致とする。		
第17条(総会) 第1項 本学会の重要事項の最終決定は、会員総会においてこれを行う。総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年1回開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めるか又は会員の10分の1以上が文書により要求した場合に開催する。 第2項 総会は総会議事に関して1ヶ月以上の予告期間を置いて開催される。 第3項 総会は議長団が主宰する。議長団は出席した会	(総会の開催) 第29条 会員による総会は、本学会の重要な審議事項に関する議決機関であり、総会の招集は運営委員長が行う。 2 定期総会には、次の事項を含まなければならない。 (1)活動の年次報告ならびに年次計画 (2)年度予算の決定と年度決算の承認 (3)役員を選出(改選年度のみ) 3 本学会の総会は、定期総会(年1回)と臨時総会とする。定期総会は毎年原則9月末までに開催するものとする。なお、臨時総会は、運営委員会が必要と認めるか又は会員の10分の1以上が文書により要求した場合に、運営委員長が招集する。	第17条 (総会) 会員による総会は、この会の重要な審議事項に関する議決機関であり、総会の招集は運営委員長が行う。 2 定期総会には、次の事項を含まなければならない。 (1)活動の年次報告ならびに年次計画 (2)年度予算の決定と年度決算の承認 (3)役員を選出(改選年度のみ) 3 この会の総会は、定期総会(年1回)と臨時総会とする。定期総会は毎年原則9月末までに開催するものとする。なお、臨時総会は、運営委員会が必要

<p>員の中から選ばれる。</p> <p>第4項 議事の決定は、十分な討議を尽くした後、参加者の多数決により行なう。ただし役員決定に関しては、第13条及び14条にもとづく。</p> <p>第5項 議決は、機関誌、紙を通じて会員に周知徹底される。会員は、機関誌、紙発行後2ヵ月以内に再審議のための臨時総会の開催を要請することができる。</p> <p>第6項 定期総会には、必ず次の事項を含まなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の年次報告ならびに、会務の審議決定。 2. 予算の審議決定と決算の承認。 3. 役員改選の年においては、役員決定。なお、総会に議題を提案しようとする者は原則として責任者の氏名、議題、提案理由、要旨を総会時に議長団に提出する。 	<p>4 総会は、1ヶ月以上の予告期間を置いて開催される。</p> <p>5 総会の定足数は、毎年度4月1日会員数の10分1(委任状含む)とする。</p> <p>6 総会の議長は、運営委員長が出席会員に選出方法を諮り、出席した会員の中から選出された者とする。</p> <p>7 議事の決定は、十分な討議をつくしても結論が出ない場合、出席会員の多数決(委任状含む)により行なう。</p> <p>8 総会の議決事項は、本学会の学会誌又はCP紙を通じて会員に公示しなければならない。</p>	<p>と認めるか又は会員の10分の1以上が文書により要求した場合に、運営委員長が招集する。</p> <p>4 総会は1ヶ月以上の予告期間を置いて開催される。</p> <p>5 総会の定足数は、毎年度4月1日会員数の10分1(委任状含む)とする。</p> <p>6 総会の議長は、運営委員長が出席会員に選出方法を諮り、出席した会員の中から選出された者とする。</p> <p>7 議事の決定は、十分な討議をつくしても結論が出ない場合、出席会員と委任状による多数決によって決定する。</p> <p>8 総会の議決事項は、本学会の学会誌またはCP紙を通じて会員に知らせなければならない。</p>
<p>第18条(議決権の委任) 会員は事項を指定して議決権を他の会員に委任することができる。ただし、1人の会員は、他の唯一人の会員からしか議決権の委任を受けることはできない。</p>	<p>(議決権の委任) 第30条 会員は事項を指定して議決権を他の会員に委任することができる。ただし、1人の会員は、1人の会員の議決権まで委任を受けることができる。</p>	<p>第18条(議決権の委任) 会員は事項を指定して議決権を他の会員に委任することができる。ただし、1人の会員は、2人の会員までの議決権の委任を受けることができる。</p>
<p>第19条(議決事項の公示) 会議の議決事項は、本学会の機関誌、紙を通じて公示しなければならない。</p>		
<p>第7章 運営組織</p>		
<p>第20条(局及び委員会) 本学会の事業を円滑に運営するために、運営委員会のもとに事務局と編集委員会、及び各種委員会を置く。</p>	<p>第24条掲載</p>	
<p>第21条(事務局) 会の庶務、広報及び会計に関する事務を分掌する。</p>	<p>第25条掲載</p>	

第 22 条(編集委員会) 機関誌、紙の刊行その他会員の諸活動のための情報収集、及び伝達を分掌する。	第 26 条掲載	
第 23 条(各種小委員会) 運営委員会は本学会を推進するうえで、必要に応じて、小委員会を設置することができる。		
第 24 条(局及び委員長の長) 事務局及び編集委員会の長は運営委員会で互選する。	第 28 条掲載	
第 6 章 地方組織		
第 25 条(地方委員会) 本学会では、地区ごとに地方組織を設けることができる。		
第 9 章 会計	第 7 章 会計	
第 26 条(経費) 本学会の経費は、会費、寄付金、補助金などの収入によって支弁する。	(経費) 第 31 条 本学会の経費は、入会金、年会費、寄付金、著作権料などの収入によって賄うものとする。	第 19 条 (事務局と会計) 1. この会の事務局・会計の所在地は、運営委員会の議論を経て、運営委員長が決める。 2. この会の年会費は、別途定める額を毎年 3 月 31 日までに翌年度分を納入するものとする。 3. この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終る。決算及び予算案は、定期総会に報告され、審議、承認されなければならない。
第 27 条(会費) 本学会の会員の会費は、年額 8,000 円とし、毎年 3 月 31 日までに翌年度分を納入するものとする。	(会費) 第 32 条 本学会の年会費は、別途定める額を毎年 3 月 31 日までに翌年度分を納入するものとする。	
第 28 条(会計の報告) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終る。決算及び予算案は、定期総会に報告され、審議、承認されなければならない。	(会計の報告) 第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終る。決算及び予算案は、定期総会に報告され、審議、承認されなければならない。	
第 10 章 会則の変更	第 8 章 会則の変更	
第 29 条(会則の変更) 本学会の会則は、総会において、その出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ、改正することが出来ない。	(会則の変更) 第 34 条 本学会の会則は、総会において、その出席者(委任状含む)の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ、改正することが出来ない。	第 20 条 この会の会則は、総会において、委任状を含む出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することが出来る。

<p>付則</p> <p>1 本改正案は、1973年11月開催の第9回総会において承認、同日より施行する。</p> <p>2 1983年10月30日の第19回定期総会にて1984年度より学会費6,000円とすることが決定しました。</p> <p>3 1999年10月29日の第35回定期総会にて2000年度より学会費を年8,000円とすることが決定しました。</p> <p>4 2014年11月15日の第50回定期総会にて、第6条(入会)、第7条(除名)、第13条(運営委員の決定、定数)、第14条(監事)、第16条(運営委員会)、第17条(総会)、第4項、第20条(局及び委員会)、第23条(各種小員会)、第24条(局及び委員会の長)の一部を改正し、2014年11月15日より施行する。</p>	<p>付則</p> <p>1 本改正案は、1973年11月開催の第9回総会において承認、同日より施行する。</p> <p>2 1983年10月30日の第19回定期総会にて1984年度より学会費6,000円とすることが決定しました。</p> <p>3 1999年10月29日の第35回定期総会にて2000年度より学会費を年8,000円とすることが決定しました。</p> <p>4 2014年11月15日の第50回定期総会にて、第6条(入会)、第7条(除名)、第13条(運営委員の決定、定数)、第14条(監事)、第16条(運営委員会)、第17条(総会)、第4項、第20条(局及び委員会の長)の一部を改正し、2014年11月15日より施行する。</p> <p>5 2016年6月19日定期総会において第2条(事務所)の変更が承認され、同日より施行する。</p> <p>6 2017年9月29日総会において会則の全部改正が承認され、2018年4月1日より施行する。</p>	<p>付則</p> <p>1 正案は、1973年11月開催の第9回総会において承認、同日より施行する。</p> <p>2 1983年10月30日の第19回定期総会にて1984年度より学会費6,000円とすることが決定しました。</p> <p>3 1999年10月29日の第35回定期総会にて2000年度より学会費を年8,000円とすることが決定しました。</p> <p>4 2014年11月15日の第50回定期総会にて、第6条(入会)、第7条(除名)、第13条(運営委員の決定、定数)、第14条(監事)、第16条(運営委員会)、第17条(総会)、第4項、第20条(局及び委員会)、第23条(各種小員会)、第24条(局及び委員会の長)の一部を改正し、2014年11月15日より施行する。</p> <p>5 2016年6月19日定期総会において第2条(事務所)の変更が承認され、同日より施行する。</p> <p>6 2017年9月29日総会において会則の全部改正が承認され、2018年4月1日より施行する。</p>
--	--	---